

定 款

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ジャパンエンジンコーポレーションと称し、英文では、Japan Engine Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種原動機並びにその関連附属装置の開発、設計、製造、修理、販売およびライセンス業務
2. 鋳鍛造品および鉄工に関する製造、修理、販売
3. 各種機械設備および各種試験装置の設計
4. 各種産業機械用ロボットおよび同関連装置の製造、修理、販売
5. 各種梱包機械および同関連装置の製造、修理、販売
6. 機器および部品の物理的または、化学的環境試験機および同関連装置の製造、修理、販売
7. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県明石市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告できないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、400 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げた権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の発行する株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議 事 録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

- 第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長、社長および副社長各 1 名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし緊急の場合にはこれを短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで

取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
2. 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会決議によって定める取締役会規則によるものとする。

(取締役の報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、免除することができる。

(社外取締役についての責任限定契約)

- 第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

- 第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、

退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会決議によって定める監査役会規則によるものとする。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、免除することができる。

(社外監査役についての責任限定契約)

第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 43 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

